



発行 新潟県

第 28 号

令和5年4月11日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 425 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 426 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 427 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 428 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 429 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止（障害福祉課）
- 430 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 431 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 432 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 433 道路の区域変更（道路管理課）
- 434 道路の供用開始（道路管理課）
- 435 道路の区域変更（道路管理課）
- 436 道路の供用開始（道路管理課）
- 437 道路の区域変更（道路管理課）
- 438 道路の供用開始（道路管理課）

告 示

◎新潟県告示第425号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年4月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 県立坂町病院
- 2 所 在 地 村上市下鍛冶屋589番地
- 3 有効期間 令和5年5月1日から
令和8年4月30日まで

◎新潟県告示第426号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年4月11日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
共同生活援助	グループホームりんく長岡	長岡市福住3丁目3番5号マンショントモエイ6A号室6B号室	合同会社ヒューマンサポート	令和4年6月1日

就労継続支援B型	ハイタッチ	五泉市宮野下5983番地3	株式会社ハイタッチ	令和4年7月1日
就労継続支援B型	鈴木農場Village	南魚沼市大月1200-4	株式会社アラフェルム	令和4年8月1日
居宅介護 重度訪問介護	思いやりサポート みちしるべ	村上市坂町3308番地14 ロイヤルメゾン優103号	合同会社みちしるべ	令和4年9月1日
自立生活援助	みんなでいきる相談センター	上越市石橋2丁目3番29号 ぱれっと1階	社会福祉法人みんなでいきる	令和4年9月1日
居宅介護 重度訪問介護	はあとふるあたご訪問介護ステーションみつけ	見附市庄川町852番地1	株式会社はあとふるあたご	令和4年10月1日
生活介護	いちょうの木の家	上越市新光町3丁目18番6号	医療法人社団三交会	令和4年10月1日
就労移行支援	就労移行支援 アルファスブライト 長岡教室	長岡市古正寺1-249-1	株式会社アルファスブライト	令和4年11月1日
就労継続支援A型	J With You	上越市柿崎区馬正面1300-1	株式会社With You	令和4年11月1日
就労定着支援	未来ワークサポートさかまち	村上市坂町字腰廻1860番27	社会福祉法人愛宕福祉会	令和4年11月1日
居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーションてまり	阿賀野市本明624番地6	有限会社サポートセンターてまり	令和5年1月1日
短期入所	短期入所 長岡西津町	長岡市西津町2195-3-2	ソーシャルインクルー株式会社	令和5年1月1日
共同生活援助	ソーシャルインクルーホーム長岡西津町	長岡市西津町2195-3-2	ソーシャルインクルー株式会社	令和5年1月1日
共同生活援助	なごみ庵	燕市水道町4丁目3番14号	株式会社なごみ	令和5年1月1日
就労継続支援B型	ソーシャルファームドリーと緑の風	上越市大字丸山新田183-1	一般社団法人土の香工房	令和5年2月1日
就労継続支援B型	SUNNY B	三条市石上2丁目16番地46号	合同会社MARUYAMA	令和5年2月1日
就労継続支援B型	スワサポ	燕市小池5239-12	一般社団法人スワローサポート	令和5年2月1日
就労継続支援A型	はぐくみ弁当	上越市大和二丁目3番54号	株式会社越善	令和5年3月1日

◎新潟県告示第427号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和5年4月11日

新潟県知事 花角 英世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
就労移行支援	なごみの水耕	燕市水道町4丁目8番28号	株式会社なごみ	令和4年5月31日
重度訪問介護	ひだまりケアセンター訪問介護事業所	阿賀野市岡山町5番15号	株式会社三愛	令和4年7月31日
重度訪問介護 同行援護	訪問介護ステーションすみれ	新発田市住吉町4丁目5番24号	有限会社新発田家政婦紹介所	令和4年8月31日
就労移行支援	みのわの里ワークセン	長岡市稲保1丁目306番地4	社会福祉法人中越福祉	令和4年

	ター北陽		会	9月30日
生活介護	いちょうの木の家	上越市新光町3丁目18番6号	医療法人社団三交会	令和4年9月30日
居宅介護	さくらメディカル株式会社 直江津訪問介護事業所	上越市西本町3丁目8番12号	さくらメディカル株式会社	令和4年12月31日
重度訪問介護				
居宅介護	さくらメディカル株式会社 高田訪問介護事業所	上越市鴨島2丁目1番9号	さくらメディカル株式会社	令和4年12月31日
重度訪問介護				
同行援護				
居宅介護	訪問介護事業所有限会社ほたる	阿賀野市本明624番地6	有限会社ほたる	令和4年12月31日
重度訪問介護				
同行援護	ニチケアセンター新発田	新発田市富塚町3丁目4番27号	株式会社ニチイ学館	令和4年12月31日
居宅介護	さくらメディカル株式会社 あらい訪問介護事業所	妙高市朝日町1丁目10-3	さくらメディカル株式会社	令和4年12月31日
重度訪問介護				
短期入所	コミュニティナイトホームみやじまの里	上越市板倉区宮島131番地1	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	令和4年12月27日
短期入所	特別養護老人ホーム羽衣園	村上市岩沢1616番地	社会福祉法人村上岩船福祉会	令和4年12月31日

◎新潟県告示第428号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年4月11日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス つむぎ	長岡市栃尾表町5番6号	社会福祉法人栃尾福祉会	令和4年6月1日
児童発達支援	ここいろスペース	南魚沼郡湯沢町大字湯沢1831番地	特定非営利活動法人cocoiro	令和4年7月1日
放課後等デイサービス				
居宅訪問型児童発達支援	SMiDデイサービス Sora	上越市寺町2丁目20番1号 上越市福祉交流プラザ1階	特定非営利活動法人ギフト	令和4年7月1日
保育所等訪問支援	ひまわり学園	新発田市住吉町1丁目7番6号	社会福祉法人のぞみの家福祉会	令和4年8月1日
放課後等デイサービス	コペルプラス 長岡教室	長岡市関東町5-5 長岡ファーストビル201号室	株式会社コペル	令和4年10月1日
保育所等訪問支援				
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス 見附わくわくフレンズ	見附市本所1丁目19番6号	株式会社トラステック	令和4年10月1日
保育所等訪問支援	かがやきこども園	阿賀野市寺社甲3848番地212	社会福祉法人かがやき福祉会	令和4年11月1日
児童発達支援	発達支援ユニコーンこしじ教室	長岡市来迎寺字渋田甲2602番2	合同会社クエント	令和5年2月1日

放課後等デイサービス	放課後等デイサービス みどりおか	阿賀野市緑岡3番地22	株式会社リハステーションみどりおか	令和5年 3月1日
------------	---------------------	-------------	-------------------	--------------

◎新潟県告示第429号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和5年4月11日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
児童発達支援	児童発達支援事業所 くれよん	胎内市土作字川端419番2	NPO法人虹彩福祉会	令和4年 4月30日
児童発達支援	こどものことばとこころの相談室	阿賀野市岡山町4番12号	社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会	令和4年 4月30日
放課後等デイサービス				
保育所等訪問支援				

◎新潟県告示第430号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長岡市の信濃川左岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年4月11日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

理事 長岡市李崎町354番地 山田 重行

退任年月日 令和5年3月10日

◎新潟県告示第431号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長岡市の福島江土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年4月11日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事 長岡市浦瀬町11757番地 佐藤 勝平

就任年月日 令和5年3月30日

◎新潟県告示第432号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営市之越地区農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月11日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年4月12日から令和5年5月12日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第433号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年4月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市上木越字荒屋甲1461番2から	新	8.7~9.8メートル	102.2メートル
同市熊野堂字熊野堂5041番まで	旧	6.9~9.8メートル	102.2メートル

◎新潟県告示第434号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年4月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
五泉市上木越字荒屋甲1461番2から同市熊野堂字熊野堂5041番まで
- 3 供用開始の期日 令和5年4月11日

◎新潟県告示第435号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年4月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 猿和田五泉線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市赤海二丁目166番1から	新	12.0～28.9メートル	55.5メートル
同市赤海二丁目82番6まで	旧	12.0～20.5メートル	55.5メートル

◎新潟県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年4月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 猿和田五泉線
- 2 供用開始の区間
五泉市赤海二丁目166番1から同市赤海二丁目82番6まで
- 3 供用開始の期日 令和5年4月11日

◎新潟県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年4月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町赤岩字貝喰道北2922番から	新	5.5～18.0メートル	236.8メートル
同郡同町西字宮野居体2408番まで	旧	4.6～18.0メートル	236.9メートル

◎新潟県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年4月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 西津川線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町赤岩字貝喰道北2922番から同郡同町西字宮野居体2408番まで
- 3 供用開始の期日 令和5年4月11日